

医療保険

新しい保険証は届いていますか？



国民健康保険の保険証が、4月1日から新しくなっています。「配達記録郵便」で送付していますので、届いている方は、内容に記入もれや誤りがないか確認してください。また、保険証が届いていない方は、期限切れの保険証と印鑑を持参して、町民課保険医療係まで交換に来てください。

交換について

- ① 保険証の交換には、できるだけ世帯主本人がお越しください。
- ② 1世帯に一般と退職等複数の保険証をお持ちの方は、すべてご持参ください。
- ③ 国民健康保険税の納め忘れのある方は、その場で納

税についての相談をお受けします。
※家族以外の方が来られた場合は、保険証をお渡しできないことがありますので、ご注意ください。

問い合わせ

役場町民課保険医療係

☎ 985-4107

介護

介護保険料仮徴収のお知らせ

65歳以上の介護保険料は、住民税の課税状況に応じ5段階に設定されていますが、課税の基礎となる所得は、通常6月以降でなければ確定しません。

そのため、保険料の段階が確定するまでの間、平成17年4月以降も継続して特別徴収（年金天引き）により保険料を納める方は、前年度の所得段階を基準として、4・6・8月に仮徴収します。仮徴収額の通知は、4月8日以降に各個人に郵送します。

なお、普通徴収（窓口納付・口座振替）により保険料を納

めている方は、国民健康保険税と同じ7月から翌年の3月までの9期で徴収します。

【仮徴収と本徴収】

年 度	本 年 度 (17年度)					
	17年 4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	18年 2 月
年金受給月	17年 4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	18年 2 月
徴収区分	仮 徴 収			本 徴 収		
保 険 料 額	17年2月と同じ額を引き続き納めますが、16年度に本徴収額が仮徴収額よりも著しく増えた方は、6、8月の保険料額が下がります。			17年7月に確定する保険料より仮徴収で納めた保険料分を除いた額を納めます。		

問い合わせ

役場介護保険課総務管理係

☎ 985-4115

高齢者手帳の廃止について

65歳以上の方に対して交付していた愛媛県「高齢者手帳」が、平成17年度から廃止となりましたので、4月以降の新規での交付はありません。なお、すでに交付している「高齢者手帳」ですが、そのままご使用ください。なお、手続などの必要はありません。

問い合わせ

役場介護保険課

健康生きがい係

☎ 985-4115

健康手帳の交付について

松前町では「健康手帳」を、発行しています。内容は「基本健康診査」、「がん検診」や「血圧測定」等の記録ができるようになっていきます。総合健診などを受診された際に申し出てください。随時交付しています。



問い合わせ

保健センター

☎ 985-4118

スマトラ島沖地震被災地への義援金ご協力ありがとうございました！

皆様のご協力のおかげで多額の義援金が集まりました。

義援金につきましては、3月3日に愛媛新聞社を通し、国際救援機関に送金しました。

ご協力ありがとうございました。

合計 158,314円